

家重學全書

七

			二四八二九	和書門
一〇册	二架	七函	號	類

庫文閣内			
六九函	二四八二九	一〇册	和書
二〇架	號	類	

武備兵法

内閣文庫	
番號	和 24829
冊數	10 (7)
函號	189 466



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak



礮家
車學全書卷之七



演練法第四

二十四斤迦炳ヲ斜材ニ後テ車側ヨ
リ架スル法

演練法第五

車轂ヲ以テ轆轤ニ代用シ二十四斤
迦炳ヲ車尾ヨリ架スル法



演練法第六

煩車ヲ轉進シテ二十四介迦灼ヲ車尾ヨリ架スル法

演練法第七

架装シタル二十四介迦灼ヲ使用ノ他ノ二十四介迦灼ヲ其煩車ニ架スル法

礮家重學全書卷之七

演練法第四

二十四介迦灼ヲ斜材ニ後テ車側ヨリ架スル法 第五十一圖

第二百九章

此操作ニ用フル諸器ハ

手杖

七本

秤挺

一本

挽索	一 條	六ヶ斤 煩ニ用フルモノ
柱木	一本	
木材	二本	
棍木	二本	

煩體ハ斜材ニ因テ下柱セラレ煩車ハ好適ノ距離ニ於テ煩體ト平行シテ安在スト定ム其煩軸ハ軸切

ト正シク相 然レ煩體若シ地上ニ在片ハ操作ヲ對スヘシク

始ムルノ前ニ上ノ操作法ノ如クニ架材ヲ底部下ニ安シ煩車ノ位置ハ其斜材ヲ掛クルニ便ナルヲ度トス

役手煩車ノ両側ニ排列スル片ハ乃チ操作ヲ始ム令アリ

第二百十章

第一令
 フム。ペット、スチエツクラーフル、ヘルリングバルケニ。ラップテレッジン、ドール、アク子ロニング、フワニ。ヘット、リンケルラド、左輪ヲ脱シ煩體ヲ斜材ニ後テ架スルヲ

第二令
 子ロムト(テ)リケルト志ウツル
器械ヲ採レ

第二令ニテ第一第二第三第四第十一第十二第

十五員各手梃茅二員ハ柱材第一茅七員秤梃ヲ採ル

第二第四員斜材ヲ採ル茅五茅七員亦然リ

第五茅六員鎖板ヲ開キ茅五員右輪ヲ柱塞ス

第九第十員各棍木ヲ採リ第十員直ニ之ヲ坳中ニ置ク

第十三第十四員挽煩索ヲ採リ煩車ノ右側即手手梃ノ後ニ放下ス

第二百十一章

第三令

トット、アフ子ロミング。フワンヘット、ラット、リゲル

ト輪ヲ脱ス
ルニ用意

第一第二第三員左側頬板ノ頭ヲ把リ第四第六

第八第十員輪ヲ把ル其餘左側ノ諸士ハ後ヨリ

頬板ヲ把リ第六員車轄ヲ抜ク

第四令

子ロムト、アフ。(ヘッ)リラット
輪ヲ脱セ

頬板ノ諸士ハ之ヲ起シ輪ノ諸士ハ之ヲ抜テ

細端ヲ下ニシ軸端ノ直下ニ安ス

輪ヲ安シ終レハ乃チ「も」とル「く」と令シ頬板

ノ諸員之ヲ徐々ニ下シテ軸臂ヲ正シク轂ノ厚

端上ニ安ス第六員再ニ轄ヲ刺ス

第二百十二章

第五令

プレートト、デ、ヘルリングバルケニ、スラートア

ーシ(デニ)ルル_ソ斜材ヲ安シ

第二第四員斜材ヲ把ル先ツ第一員ハ其一端ヲ

左側頬板ノ首ノ上前杆ノ前ニ安シ第四員ハ下

端ヲ煩口下ニ安スル_ト銃車ノ向位ト恰モ鉛線

ヲナス

第六第一員ハ又他ノ斜材ヲ把リ第一ノ斜材ヨ

リ大約二尺ヲ距リテ前身杆ノ後ニ安スレハ第一

八員ハ又下端ヲ底部下ニ挿ム_ト此斜材第一ノ

斜材ト相平行スルヲ良トス

第十三第十四員索ノ中央ニ火料結ヲナシ其結

ヲ下ニノ右轂ノ細端ニ縛シ第十三員索端ヲ採

リ下ヨリ之ヲ口部ノ後ニ二纏シ第十四員他ノ

一端ヲ以テ底部ニ纏フ_ト上ノ如シ而ノ共ニ其

両端ヲ以テ煩車ノ右側ニ至リ煩車ノ纏ニ向テ立

第二百十三章

第六令

アーンデニレープリゲルード 索ニ就
テ用意

第五第 七第 九第 十一第 十三第 十五第 十七第 員口
部ノ索ヲ採リ 第六第 八第 十第 十二第 十四第 十
六第 十八第 員底部ノ索ヲ採ル 第一第 二第 三第 四
員各手挺ヲ採リ 第二員之ヲ前辺ノ斜材ニ於テ
口部下ニ挿入ス 第四員後辺ノ斜材ニ於テ底部
下ニ挿ム 上ノ如シ 第一員手挺ヲ口部ノ前ニ
挿ミ 第三員ハ底部ノ後ニ於テス 彼兩員ハ斜材
ノ外ニ在テ口部及ニ底部ノ纏索十字接スル片
之ヲ改置スルニ備フ

第七令

とれつくと ケ挽

諸人カヲ登シテ 煩體ヲ轉上シ 屢々同令ヲ及覆
シテ 煩體ノ車上ニ至ルヲ期トス

第二百十四章

轉上スルノ間ニ 底部若シ口部ヨリ早ク轉上シ
テ斜狀ヲナス片ハ 即チ之ヲ正平ニナスヘシ
令ニ曰ク

第八令

スタークト。ヘット。マスーフレ。トット。ヘット。バックセ

ニハケレト
操作ヲ止メ轉砲術
ヲ行フニ用意セヨ

索端ノ諸士引索ヲ止メ第ニ第四員挺趾ヲ斜材
上ニ安シテ煩體柱塞ス但シ其挺ハ深ク煩下ニ
挿マス又ク甚ク斜ニ保タサルヲ注意スヘシ
第一員手挺ヲ煩口中ニ送入シ第ニ第五員之ヲ助ケ
第三員手挺ヲ横ニ第一員ノ挺下ニナシ第ニ第
八員第十一員共ニ之ヲ援ク第ニ第十五員手挺ヲ口部
下ニ挿ムト亦第ニ第三員ノ如クスレハ第ニ第十六員十
七員第十八員又之ニ就ク

第九令

バックスト(ヘット)ニモんどをちユフ

諸士カヲ合シテ口部ヲ起シ斜材ニ觸シノスノ
底部ヲ上ノ平線ノ上ニ至ル片ハ第ニ第二員手挺ヲ
以テ之ヲ柱塞ス口部ノ諸士ハ再ニ索端ニ就ク
第一員第三員手挺ヲ口底兩部下ニ挿ムト前ノ如
シ

第十令

とれツク
ヲ挽

諸士相次テ操作ス

第二百十五章

若シ口部或ハ底部ノ索十字交スル片ハ昂下令
ヲナス

スタークト。ヘット。マズーフレ。カラールト(デニ)
|| 化 | 扱 | 操作ヲ止メ
索ヲ直セ

然ル片ハ第二第四員煩體ヲ柱塞シ其交重スル
所ノ索ヲ寬メ第一員或ハ第三員之ヲ改置ス

とれくくと
ケ挽

即チ相次テ操作ス

第二百十六章

煩體己ニ車上ニ乗ル片ハ斜材及ヒ索ヲ置タル

所ノ諸士ハ再ヒ之ヲ除キ次ニ煩體ヲ軸切ニ
箱スヘシ其令ニ曰ク

第十一令

トット。リフチング。ファン。ヘット。モンドス。チェンツク。||
ケ化 | 口部ヲ起
ズニ用意

第二員手挺ヲ煩口中ニ送入シ第五員之ヲ助ク

第一員ハ煩體ノ高起スルニ從テ手挺ヲ煩口ノ

挺下或ハ煩首ノ下ニ挿ム第三第四第六員之ヲ

接ク第十一員ハ第一員ノ挺前ニ於テ煩首下ニ

挿シ第七第八第十二員之ヲ接ク第十五員再ヒ

第十一員ノ挺前ニ於テ煩首下ニ挿メハ第十六
第十七第十八員之ヲ接ク而メ諸員煩車ニ正對
ス

第十二令

諸士カラ合シテ口部ヲ起シ第十員軸切ヨリ棍
木ヲ出シ煩軸ヲ其中ニ下ス

第二百十七章

第十二令

ドット。ドム。ピング。フワン。ペット。セントス。チュウク

ゲルードスロ部ヲ壓下
スルニ用意

第二員手挺ヲ煩口中ニ挿ミ第五員之ヲ接ク

第一員ハ手挺ヲ頸帶ノ前煩首ノ下ニ横フレハ

第三第四第六員之ヲ扶ク諸士煩車ニ正對ス

業ニ原書此間ニ令ヲ脱ス

第十六令

とむぶとセヨ 壓下

諸手挺ヲ壓下シテ口部ヲ下ク第九員底部下ノ
棍木ヲ除キ去ル

第二百十八章

第十七令

プラーソット、ヘット、ステユニホウト、エニ(デニ) ||

うゑーぐぼーむ 柱木及秤
杖ヲホケ

第二員柱木ヲ採リ之ヲ左側頬板ノ首ヨリ少シ

ク前ニ安メ第一第七員秤杖ヲ採ル第七員其下

端ヲ柱木ノ上ニ置キ次左頬板下ニ推進シ諸員

秤杖ノ一端ニ就ク

第十八令

トムプト(デニ) || うゑーぐぼーむ 秤杖ヲ壓
下セヨ

諸士カシ合シテ之ヲ挽キ下シ煩車ノ左側ヲ起

シ第六員轄ヲ扱ス

煩車十分ニ扛起スレハ第四第六第八第十員輪

ヲ起シテ之ヲ刺即チトト化トトトト呼フ然ル片

ハ秤杖ノ諸士徐々ニ煩車ヲ下シテ地面ニ達セ

シム其次ニ柱木及ヒ秤杖ヲ放チ第五第六員乃

チ鎖板ヲ閉チ第五員右輪下ノ塞木ヲ除ク

第二百十九章

附考

第一 煩體已ニ斜材ノ上頭ニ来ル片煩耳ヲ上ニ

向ケテ棍木上ニ上スヘカラサル片ハ第一員手

梶ヲ煩耳ニ貫キ第三員ノ助ケニ因テ煩體ヲ回
轉セシム但シ第二第四員ハ梶端ヲ以テ其戻轉
ヲ防クヘシ

第二煩耳ヲ上ニ向ケ煩軸ヲ正シク坳中ノ棍
木上ニ来ラシムルニハ始メ煩體架材上ニアリ
且ツ已ニ斜材ヲ安在セル中ニ細索ヲ以テ底部
即チ木材ニ後テ轉ノ周圍ヲ測リ其煩ノ中心ヲ
上スヘキ所ノ部分
リ斜材ニ後西頬板ノ中心即チ煩體ノ安スヘキ
処マテヲ算シ幾回轉ニシテ能其処ニ来ルヤヲ商
量メ煩體ヲ安シ置クヘシ

煩軸若シ坳上ニアラサレハ口部ヲ起伏シ棍木
上ニテ煩體ヲ進退セシムヘシ其令ニ曰ク

トット、ドムピンク、フワン、ヘット、モントスチユツク

ゲルード 口部ヲ握下
スルニ用意

操作上ニ同シ

どむぬ 握下
セヨ

此片ハ煩軸其坳後ニ在リト定ム

諸士手梶ヲ以テ口部ヲ壓下シ第九第十員煩底
ニ安在セル棍木ヲ両身杆頭ニ跨ラスヘシ其置
法ハ杆頭若シ棍木ヲ障保スルニ非サレハ速ニ

之ヨリ墜ルヘカラシムヘシ
トットリグチング。フワン。ヘット。モンドスチユツク
リ
ゲルード
スニ用意

操作法上ノ如シ

リぐと起

諸士口部ヲ起シテ己レノ方ニ引キ採レ是レ棍
木ヲ身杆頭ヨリ墜シ煩躰ヲ前ニ向テ推進セシ
カ為ナリ
是レヲ反覆スルレ煩軸其坳中ノ棍上ニ来ルヲ
期トス

第三煩軸

若シ坳前ニ在ルレハ口部ヲ昂低スル
上法ノ如シ但シ第九第十頁ノ底部下ノ棍木
ヲ安スルレ煩躰ヲ進退スヘキ距離ヲ撰テ身杆
ノ頭前ニ杵テス己レ口部ヲ起スレハ即チ之
ヲ推進ス是レ棍木及レ煩躰シ合メ退下セシム
ルノ法ナリ

演練法第三ノ附考ヲ参考スヘシコレ此末款ノ
処ニ恰モ相適スレハナリ

演練法第五

車轂ヲ以テ轆轤ニ代用シ二十四介迄納テ

車尾ヨリ架スル法 第五十
二圖

第二百二十章

此操作ニ備用スル諸器ハ

- 手梘 十本
- 秤梘 一本
- 挂木 スラウ
ホウト 一本
- 撐柱 スチユツ
テ 二本
- 棍木 五本
- 方材 プリッ 一本
- 木槌 一本

- 方材 プリッ 一本
- 木槌 一本
- 椿木 二本
- 挽索 一條 六斤
用

註此撐柱ハ頬板頭ヲ挂撐スルニ用フ長三尺四寸乃至五寸其下端ハ斜形ニ削リ去リ其上端ニ唇アリ高二寸厚一寸半

諸士煩車ノ両側ニ来ル片ハ下合ヲ以テ操作ヲ始メシム

第一百二十一章

第一令

シム。ヘット。スチユック。シーフル。デン。アフホイト
スタールト。ラップ。レツマニ。ドール。デ。ナール。ヘン。トッ
ト。ウインダムセン。デ。ズー。ン。ジール子。車轂ヲ轆轤
砲ヲ車尾ヨリ
架スル為ノニ

第二令

子ームト。(デ) 11 げれーど 去うッ 器械ヲ
第二令ニテ第一第二第三第四第七第八第十一
第十二第十五第十六員各手板ヲ採ル第五第六
員鎖板ヲ開ク

第一第七員秤杖ヲ採り第二員柱木ヲ採り第三
第四員各撐柱ヲ採り第九員棍木二本及こ木榧
一柄椿木二本ヲ採ル第十員棍木三本ヲ採り其
一本ハ徑寸ニ切中ニ拵揃ス第十一員方材一本
ヲ採り第十三第十四員挽煩索ヲ採リ之ヲ以テ
煩後ニ至ル

第二百二十二章

第三令

トット。ヘット。アフテルサイト。ブレンゲン。デル。ア
ホイト。エン。リク。ク。フワン。ペット。モンドス。チュ

ツク。リゲルード 煩車ヲ退ケ煩口ヲ起スニ用意セヨ

第一第二第三第四員手杖ヲ採リ其第一第二員ハ之ヲ輪ノ前下ニ挿ニ第三第四員ハ後辺ノ輻ヲ貫ク

第七第八第十一第十二員手杖ヲ採リ口部ノ前下ニ挿ニ第五第六員ハ其始款ノ二員ヲ助テ第十三第十四員ハ其末款ノ二員ヲ助ク

第四令

ウエルクト。リてゲルード 同時ニ撮作セヨ

煩口ノ諸士ハ之ヲ起シ煩車ノ諸士ハ引テ之ヲ

輾退シテ口部ノ下ニ至ラシム先ツ第九員ハ第十一員ノ援ケニ因テ棍木ヲ尾上ニ安セハ即煩口ヲ其上ニ下ス

第二百二十三章

第五令

プラソット。テ。リツフ。エ。ン。レ。ソ。フ。ラ。ソ。ト(テ)ル

いけつとごーれん 方材及ヒ索ヲ置キ橋本ヲ植立セヨ

第十一第十二員棍端ヲ底部ニ向ケ煩體ニ平行シテ安ス第十一員方材ヲ採リ其中央ヲ尾珠下ニ挿ニ第十二員ノ援ケヲ以テ之ヲ住持ス ヒツカリモツ

第十三第十四員挽煩索ヲ採り其中央ニ火料結
ヲ作り結ヲ上ニ向ケテ尾珠頸ニ傳り各其端ヲ
方材下ニ通シテ己レノ方ニ引キ再ニ之ヲ越サ
シノ半舟師結ヲ作り煩體ヲ距ルヲ十八寸許ニ
テ方材ノ上ニ傳ス次ニ此諸士輪邊ニ至リ各其
内側ニテ索端ヲ煩軸ト相正對スル輻下ニ傳ス
ヘシ

第九第十員椿木二本ヲ車尾ノ後ニ植立ス

第二百二十四章

第六令

アーン。ヘット。ボリデユス。テツク。|| ヲ|| 底
部
意ニ用

第一第二員ハ第五第六員ノ接ケニ因リ各其側
邊ニ於テ手挺ヲ底部下ニ挿ムヲ上ノ如シ但シ
此役士ハ始類ノ者ノ後ニ在リ

第十一第十二員ハ第七第八員ノ手挺ヲ採リ其
趾ヲ以テ口部下ノ棍木ヲ柱塞シ煩體ヲ起上ス
ル片其轉出スルヲ防ク

第七令

リクト。ヘット。|| ぼうでむもちユツク
底
部
ヲ
起
セ

底部ノ諸士ハ之ヲ起シ第九員其下ノ架材ヲ除ク

第二百二十五章

第八令

ブラーワット。ヘット。ステュンボート。エン(デシ)。

うゑぐぼーむ 柱木及ヒ秤
杖ヲ置ク

第二員柱木ヲ前横托ヨリ引シテ前ニ安シ第一
第七員秤杖ヲ柱木上ニ架シ次ニ横托下ニ推進
ス右側ノ諸士ハ秤杖ノ一端ニ就キ第二第四員
各撐柱ヲ採リ之ヲ煩車ノ下ニ撐フ

第九令

ドムプロト(デシ)リうゑぐぼーむ 秤杖ヲ壓
下セヨ

秤杖ノ諸人之ヲ握下シテ煩車ヲ起シ第三第四
員各其側邊ニ於テ撐柱ヲ煩車ノ頭下ニ安シ二
柱一齊ニ之ヲ撑起スルヲ要トス如此ニ安シ終
レハ第三員「もとれ」ト令シ秤杖端ノ諸人
之ヲ徐々ニ昇ラシメテ煩車ヲ撐柱上ニ安シ次
ニ柱木及ヒ秤杖ヲ除キ去ル

第二百二十六章

第十令

トット。ヘット。ウインデシ。リハレド卷クニ用意

第一茅二茅三茅四員手梃ヲ採ル第一茅二員ハ
五ニ相背テ車ノ少シ前ニ立テ其巨端ヲ軸身ニ
向テ前也ノ輪輻間ニ貫ク

第三茅四員正對シテ第一茅二員ニ向ヒ同法ニ
テ第一茅二員ノ梃上即頬板ノ頭下ニ其端ヲ挿
ム第五茅六員ハ第一茅二員ノ副手第七茅八員
ハ第三茅四員ノ副手タリ其副手ハ車側ニ立テ
始類ノ者即第一茅二茅三茅四員ハ梃端ニ就ク

第十一茅十二員ハ第七茅八員ノ手梃ヲ採リ茅

十三茅十四員ノ接ケニ因テ之ヲ方材ノ後ニ挿
ム手梃ヲ以テ方材ノ後ニ力揉スルヲ能ハサル
ニ至レハ第十二茅後ハニ向テ正對ヲ十
ニ其梃端ヲ煩耳ニ刺ス第九茅十員ハ煩體ヲ轉
上スルニ後テ棍木ヲ煩下ニ挿ムヲ掌ル茅十員
ハ巨棍ヲ車尾上ニ安ス

第十一令

うおんどと卷

輪ニ就ク所ノ諸士ハ第一員令スル所ノコエーン。
||ていふニツノ節度ニ從ヒカテ合シテ車輪ヲ

旋轉ス第一卷カノ後第一第二員手挺ヲ按テ之ヲ改貫スルヲ始ノ如クレ乃チ「ろき」ヨノト令スレハ第三第四員並ニ手挺ヲ改押ス又夕第三員令スル「所」エ「ン」ル「て」う「五」」ニワツノ節ニ後ニ相次テ操作シ煩體ノ車上ニ至ルヲ期トス

第二百二十七章

煩軸已ニ坳中ノ棍木上ニ来ル片ハ令アリ曰ク

第十二令

スタークス(ヘット)ニまわりふれ操作ヲ止メヨ

然ル片ハ第三員手挺ヲ両輪ノ前輻ニ貫キ煩板

下ニ挿ム第十一第十二員手挺ヲ車尾ノ下ニ挿ミテ之ヲ椿木ヨリ起上スレハ撐柱自ラ倒ル方材ヲ安シ索繩ヲ傳セシ所ノ諸人ハ再ニ之ヲ除キ第九員ハ力^{ナル}所^キ及煩軸ニ近^リ近^クシテ棍木ヲ安シ第五第六員車輪ヲ^ツ挂^ノ塞^ルス

第二百二十八章

第十三令

トット、リフチング、フワニ、ヘット、モンドス、チュツク、リ
ケル、ド、ス、ニ、用、意

第二員手挺ヲ煩口中ニ送入シ第五員之ヲ助ク

ス

第十六令

どむぶと 握下
セヨ

諸士手楯ヲ以テ口部ヲ握伏ス茅九員曩ニ切中
ニ安シタル根木ヲ除キ茅五第六員輪前ノ塞木
ヲ去リ鎖釵ヲ開キ茅九第十員椿木ヲ抜ク

第二百三十三章

附考

第一 操作ヲ始ムルノ前ニ先ツ架材ヲ以テ煩軸
ノ後大約一尺許ノ所ニテ煩解ヲ挂ヘ置クヘシ

其架材ノ高徑ハ煩口ヲ車尾ニ上スル片方材ヲ
尾珠下ニ挿ミ得ルヲ以テ度トス又々車尾一煩
口ニ向テ窮メテ之ヲ近通スヘシ是レ口部ヲ起
上スル諸士久シク癩カスルノ勞ヲ省セニカ為
メナリ

此操作ニハ煩體ハ必ス下柱ニ煩車ハ上ノ如ク
ニ安在スルト定ム此ヲ為スノ法ハ本論ニ詳ナ
リ

第二

方材ヲ縛着スルニハ能ク煩體上ニ向ツテ
鉛線ヲナスヤ且ツ索ヲ両端能ク一弁ニ緊張ス

ルヤヲ配意スヘシ若其両端一斉ニ緊張セサル
片ハ其寬ミタル方ノ輪ヲ旋轉シテ之ヲ改ムベ
シ

第三 煩體ヲ卷上スル片頬板ノ嚮位ト其線ヲ違

ヘハ即チ之ヲ復正スヘシ令アリ

リグト。(ヘット) リもちうく 煩體ヲ起セ

第一茅二員ハ第五茅六員ノ接ケニ因リテ之ヲ
為ス但シ第三第四員ハ第七茅八員ノ接ケニ因
リ手挺ヲ以テカ^{ナル}可^ク及輪ノ旋轉ヲ防ク此操作ハ
煩車ヲ躍動シテ柱木ヲ倒ス^コアル故ニ煩體能

ク棍木上ニ均準スルヲ窺ヒ定ムルニ非サレハ
漫リニ其嚮位ヲ復正スル^コカレ
煩體ノ嚮位ヲ復正シ終ル片ハ則チ次ノ令ヲ為
スヘシ

うのんどと^ケ卷

第一茅二員再^ニ手挺ヲ抑^ミ其餘ノ八員之ヲ振
低スル^コ前ノ如シ是レ激動ヲ起サスノ能ク操
作シ得ヘキナリ

方材已ニ車尾ノ上ニ來ル片ハ第十一茅十二員
挺趾^テ方材ノ下車尾ノ上ニ抑ム是レ方材ヲメ

尾上ニ轉上シ易カラシメニカ為メナリ

第四 煩軸已ニ坳中ノ棍木上ニ来ル片索繩緊張シテ方材ヲ解去リ難キ片ハ茅十四令ヲ待テ之ヲ解クヘシ何トナレハ煩軸ヲ坳中ニ箱入スレハ索繩自ラ寛弛スレハナリ

第五 茅十一茅十二員ハ茅五令ノ片手挺ヲ煩體ニ平行シテ放下シ方材ヲ其上ニ滑走スルニ備ヘ茅十二令ニテ再ヒ之ヲ採上スルヲ注意スベシ

演練法茅六

煩車ヲ轉進シテ二十四介迄炳ヲ車尾ヨリ架スル法

茅二百三十一章

此操作ニ副用スル諸器ハ

手挺 十本

棍木 五本

方材 一本 長六尺 方六寸

挽索 一條

搬索 一條

兵士煩車ノ両側ニ排列シ終レハ此令ヲ以テ操
作ヲ始ムヘシ

第二百三十二章

第一令

ヲム、ヘットス、チュツク、オーフル、デンフ、ホイト、ス
タートルト、ラップ、テレツ、ゲニ、ドール、ヘット、ホー
イト、ブレインゲニ、デル、アホイト、煩車ヲ轉進ノ
煩體ヲ車尾ヨ
リ架スル
為ノニ

第二令

子ームト。(テ)リゲルーど、去らッ、るん 器械ヲ
採レ

第二令ニテ第一第二第三第四第七第十

二第五第六第十各手杖ヲ採ル

第五第六員鎖板ヲ開キ搬索ヲ車前ニ運ス

第九員棍木ニホヲ採リ第十員三ホヲ採リ其本

ハ直ニ切中ニ挿入ス

第十一員方材ヲ採ル

第十三第十四員挽煩索ヲ採リ之ヲ煩後ニ運ス

第二百三十三章

第三令

トット、ヘット、アフ、テル、ライト、ブレインゲニ、デル、ア

ホイット、エン。リフチング、フワン、ヘット、センドスチエ
ツフ、リケルード煩車ヲ轉進シ且ツ煩ノ口部ヲ起スニ用意

第一第二第三第四員手挺ヲ採リ其第一第二員ハ輪ノ前下ニ挿ニ第三第四員ハ輪輻ノ後ヲ貫ク

第七第八第十一第十二員手挺ヲ採リ之ヲ口部ノ前ニ下挿ス第五第六員ハ第七第八員ニ副ニ第十三第十四員ハ第十一第十二員ニ副ス

第四令

ウエルクトリてケルード同時ニ操作セヨ

口部ノ諸士ハ之ヲ仰起シ煩車ノ諸士ハ之ヲ轉退シテ車尾ヲ口部下ニ安ス第九員先ツ車尾ニ根木ヲ上シテ第十員ト共ニ之ヲ攝住シ今其煩ノ口部ヲ此上ニ下ス

第二百三十四章

第五令

プラーツト、デ、リップ、エン。リケルード方材及ヒ索ヲ置ケ

第十一第十二員手挺ノ下端ヲ底部ニ向フ煩解ト平行シテ安シ第十一員方材ノ中央ヲ尾珠下ニ摸ヘ第十二員ト共ニ之ヲ攝住ス

第十三第十四員挽煩索ヲ採テ中央ニ火料結ヲ
作り其結ヲ上ニノ尾珠ニ結着ス又々各其側邊
ニ於テ索ノ兩端ヲ方材下ニ通シテ挽引シ大約
煩體ヨリ十八寸ヲ距リテ材端ニ結着スルニ
舟師結ヲ以テス次ニ輪邊ニ至リ各其内側ニテ
煩軸ニ相對立スル輪輻ノ下邊ニ縛ス
第五第六員搬索ヲ採リ其中央ヲ挽進釣セアハル
ハニニ縛リ第七第八員其兩端ニ艇用結ヲ作り
各手挺ヲ横ニ縛着スルヲ第七員ハ第八員ノ前
ニ於テス

第二百三十五章

第六令

アーン、ヘット、ポーテムス、クヰック、リゲル、ド
ニ用
意

第一第二員手挺ヲ採リ第五第六員ノ援ケニ因
テ各之ヲ底部ノ後ニ挿ハ第三第四員ハ第七第
八員ノ助ケヲ以テ挿ハ上ノ如シ但シ第一第
二員ノ後ニ立ツ
第十一第十二員ハ第七第八員ノ手挺ヲ採リテ
口部下ノ棍木ヲ柱塞シ底部ヲ扛起スル片其轉

出スルヲ防クヘシ

第七令

リクト。(ヘット)リぼーてむもちつぐ 底部ヲ起セ

底部ノ諸士之ヲ起シ第九員ハ其下ノ架材ヲ除

ク

第二百三十六章

第八令

トット。ヘット。マヌーフレ。リゲル。ト 操作ニ用意

第一第二員輪輻ノ手挺ヲ扱ク第五第六員之ヲ

助ク第三第四員輪後ニ挿ミ第十一第十二員ハ

第十七第十八員ノ接ケヲ以テ方材ノ後ニ下挿

スルヲ上ノ如シ

第七第八第九第十第十一第十二員ハ横ニ

搬索ニ縛セル手挺ニ就ク第十五第十六員兩索

ノ間ニ立ツ第九第十員ハ煩車ノ起上スルニ後

ニ根木ヲ其下ニ移挿シ并ニ煩車ノ進行ヲ誘進

セシカ為ノニ根木ヲ車尾ノ下ニ安スルニ備フ

第十員ハ大棍ヲ車尾ニ安シテ其上ニ方材ヲ轉

行シ易カラシム

第十一第十二員己ニ方材ノ後ニ操作ニ得ナル

ニ至レハ煩車ニ向テ正對ヲナシ挺ノ下端ヲ煩
耳ニ貫クヘシ

第九令

ウエルクトリてガレキ同時ニ操
作セヨ

諸士ハ第一員ノ呼上スル「エー」リテ「うゑー」ニツノ
節ニ從ヒテカヲ登レ第一登カノ後ニ手挺ノ諸
士之ヲ挿入シテ再ニ操作スル「上」ノ如クシ煩
軸正シク坳中ノ棍上ニ至ルヲ期トス

第二百三十七章

第十令

スタークト(ヘット)リまぬ操作ヲ
止メヨ

第九員棍木ヲ底部下ニ安シ之ヲ力所及煩軸ノ
方ニ推進ス

第五第六員車輪ヲ柱塞ニ索ヲ縛シタル諸士ハ
再ニ之ヲ解ク

第二百三十八章

第十一令

トットリフチンダフンヘット。センドスチツク。||
ガレキ口部ヲ起
スニ用意

第二員手挺ヲ煩口ニ送入シ第五員之ニ副ス

第一員ハ煩口中ノ挺下或ハ煩體ノ仰起スルニ
後テ煩首下ニ安シ茅三茅四茅六員之ヲ助ク
第十一員ハ手挺ヲ同法ニテ煩首ノ下第一員ノ
挺下ニ安スレハ茅七茅八茅十二員之ヲ助ク
第十五員並ニ第十一員ノ挺前ニ安スレハ第十
六茅十七茅十八員之ニ就ク
諸士煩車ニ向テ正對シナス

第十二令

リくと
起

煩口ノ諸士カヲ合レテ之ヲ起シ第十二員坳中

ノ棍木ヲ除キ煩軸ヲ其中ニ挿入ス

第二百三十九章

第十三令

トット。ドムピング。フワニ。ヘット。モンドス。チュツク
ガレトド
スルニ用意

第二員煩口ノ手挺ヲ抜カス茅三員猶之ニ止ル
第一員ハ頸帶ノ前煩首ノ上ニ横へ茅三茅四茅
六員之ニ就ク諸員煩車ニ向テ正對シナス

第十四令

とむぶと
撮下

手挺ヲ以テ口部ヲ壓伏シ第九員底部下ノ棍木
ヲ除ク第五第六員輪前ノ塞木ヲ除キ鎖板ヲ開
ツ

第二百四十一章

附考

煩車ヲ挽進スルに二條ノ搬索ヲ備ヘサル片ハ
上法ニ代フルニ各之ヲ輪ノ後轆ニ傳シ轆板ヲ
越サシムルヲ第五十六圖ノ如クシ而シテ第七第
八第九第十第十一第十二員各其側邊ニ於
テ之ヲ引キ結節昇リテ輪ハ上邊ニ至レハ第五

第六員更ニ後轆ニ改傳スルヲ又上法ノ如クシ
如此反覆シテ煩體ノ車上ニ至ルヲ期トス
演練法第四ノ附考大概此法ニ準用スル故ニ照
シ考フヘシ

演練法第七

架装シタル二十四介迦炳ヲ使用ノ他ノ二
十四介迦炳ヲ其煩車ニ架スル法第五十
三圖

第二百四十一章

操作ニ備フル諸器

手挺

七本

秤挺

一本

柱木

二本

小種方材

一本 長二尺至三尺半

架材

一本

棍木

一本

縦糸

一條

挽索

六條 六斤燻ニ用
フルモノ

搬索

一條

操作ヲ始ムルノ前先ツ架装シタル燻體^甲ヲ今
架上スヘキ燻體^乙上ニ安ルル^丁ノ燻首ハ鏡

車ノ下又其燻耳ハ^甲口部ノ下ニ在リ^甲車尾ヲ
起上シテ兩燻ヲ密接スル^乙其頸帶^乙ノ耳後
底部ノ方ニ達スルヲ要トス又^乙ノ燻車ハ首ヲ
其燻ノ底部ニ向ケテ其後ニ安シ置クヘシ
如此ニ安シ終レハ^甲車ノ兩側ニ役手ヲ排立ニ
操作ヲ始メシムヘシ

第二百四十二章

第一令

ラム。ヘット。スチユツク。ラップ。テ。レッゲン。ドール。ミット
ル。フラン。ヘット。ゲート。子。ダット。ラップ。ケリ。グト。イス。架

セル煩ヲ使用シテ煩體
ヲ煩車ニ架スル者ノニ

第二令

子ームト(テ)リゲルーど志るるん 器械ヲ採レ

第二令ニテ第一第二第三第四第十一第十二員
各手挺ヲ採ル第二員ハ柱木第一第七員ハ秤挺
第一員ハ縫絲挽索及ヒ煩體ヲ起セハ其下ニ抑
ムヘキ柱木ヲ採ル
第五第六員各輪下ニ抑ムヘキ架材ヲ採リ第五
員右輪ヲ柱塞ス
第九員搬索及ヒ挽索一條第十員棍木ヲ採ル

第十一第十二員各挽索二條第十三第十四員各
挽索一條第十三員方材ヲ採ル

第三令

プラーツト。ヘット。ステウニホート。エニ。(テニ)リ
イムーくけーむ 柱木及ヒ秤
挺ヲ置ク

第二員柱木ヲ採リ左側頬板頭ノ少シ前ニ直立
ス第一第七員秤挺ヲ採ル第七員其一端ヲ柱木
上ニ安シ次ニ推進シテ頬板頭下ニ至ル第五員
ヲ除クノ外ハ右側ノ諸士尽ク其一端ニ就ク

第四令

ドムプト。(デニ) || うまーくぼーむ
秤挺ヲ擡
下セヨ

秤挺端ノ諸士之ヲ擡シテ煩車ノ左側ヲ起シ車
輪地面ヲ離レテ欲スル所ノ高徑ニ至レハ第六
員堅ニ其下ニ架材ヲ挿ミ乃チ「と」とル^レク^ト
令ス然ル片ハ秤挺端ノ諸員徐々ニ銃耳ヲ下シ
第六員車輪ヲ架材上ニ柱塞ス
柱木及ヒ秤挺ヲ安セシ所ノ諸士ハ再ヒ右側ニ
就テ操作スルヲ亦左側ニ於ルカ如シ

第五令

ドムプト(デニ) || うまーくぼーむ
秤挺ヲ擡
下セヨ

秤挺ヲ壓低スルヲ上ノ如シ

第五員架材ヲ堅ニ其下ニ安シ「と」とル^レク^ト
呼上スレハ徐々ニ車輪ヲ下シ即チ架材上ニ柱
塞ス

今 柱木及ヒ秤挺ヲ除キ去ルヘシ

第二百四十四章

第六令

ブラーット。デニ。ウエーグホーム。ラップ。デニ。スマ
ールト。シヨルト。(ヘット) || とル^レク^ト
秤挺ヲ車尾ニ
置キ煩體ヲ緊
縛セ

第十三員方材ヲ採リ之ヲ頰板下ニ安スルハ第
十一第十二員之ニ縛スルヲ各其側邊ニ於テス
第十三第十四員ハ曩ニ頰板ヲ起上セン所ノ秤
挺ヲ採リ第十三員其一端ヲ尾横托ノ上ニ安シ
次ニ方材ノ下ニ挿ム第十一第十二員各挽索ヲ
採リ秤挺ヲ縛着スルヲ第十一員ハ車尾眼ニ於
テシ第十二員ハ方材ニ於テス
第十三第十四員ハ挽索ノ中央ニ火料結ヲ作シ
之ヲ秤挺ノ上端ニ縛ス
第九員搬索ヲ半折シテ之ヲ以テ頰底ヲ煩車ニ

纏着ス第十一員先ツ照準螺ヲ旋下シテ之ヲ助
ク第七員ハ第四員ノ手挺ヲ採リ頰板ノ側邊ニ
テ搬索ヲ緊扭シ之ヲナスニハ第九員挽索ヲ以
テ手挺^端シ之ニ縛リ以テ扶助ヲナス
第二百四十五章

第七令

トットリグネング。フンペット。スタールト。リヤル
車尾ヲ起
スニ用意
第十三第十四員索端ヲ採リ之ヲ以テ秤挺ヲ掌
制ス第十一第十二員手挺ヲ採リ諸士車尾ヲ其

後辺ヨリ把上ス

第八令

リくゝ起

諸士車尾ヲ起上スル^一甲煩ノ口部地上ニ安在
スル^乙煩ニ達スルニ至ル^一第十一^一第十二員手挺
ヲ車尾ノ下ニ下柱ス

第一員縫絲ヲ採リ^一第二員ノ助ケヲ以テ數回頭
帶ノ前煩體ノ首ニ纏フ其每纏ニ必ス^乙煩ノ耳
ニ刺スヘシ^一第三員手挺ヲ以テ此縫絲ヲ煩側ニ
緊扭シ^一第一員副立シテ挺端ヲ堅ニ^甲煩ノ上ニ

縛着ス

第二百四十六章

第九令

フワン、アクテレニ。ア^一ニ。デニ。レ^一プ。トツト。ドム
ピンク。フワンヘツト。スタートルト。リ^一ゲル^一ド^一車尾
スルニ索ノ^一後端ニ用意^一振下

第一^一第二員手挺ヲ採リ^一第一員ハ^一乙煩ノ底部下
第二員ハ^一口部下ニ^一挿ミテ車尾ヲ挽下スル^一片煩
骸ノ旋轉ヲ防ク
其他諸士索ノ四端ニ就ク

第十令

とれくく
ケ挽

索端ノ諸士カヲ合シテ車尾ニ挽伏ス諸士己ニ
索端ニカヲ施スノ能ハサルニ至レハ順次ニ車
尾ニ就キ愈々壓シテ地上ニ及ボス
己ニ挽下シ終レハ第一員手挺ヲ両輪ノ輻ニ刺
テ口部ノ上ニ安シ柱木ヲ煩下ニ挂フ然ル片ハ
第二員之ヲ助クヘシ

第二百四十七章

第十一令

マツト。デ。ハン。デ。ニ。ブレ。ン。ツ。ト。ホ。ー。ル。オ。イ。ト。(テ)。

ハ。あ。ほ。い。と
手ヲ以テ煩
車ヲ進メヨ

第一第二第三第四第五第六第七第八第九第十
員乙車ノ両側ニ立テ先ツ第五第六員鎖板ヲ開
ケハ之ヲ推進シテ軸切正シク煩軸ノ下ニ来ル
ニ至ル其後乙車尾ヲ再起シテ其車頭ヲ容易
ニ煩軸下ニ至ラシムヘシ
如此ニ安シ終レハ第一第二員煩下ノ柱材ヲ除
キ秤挺ノ諸士ハ徐々ニ之ヲ上ラシメ煩軸ヲ切
中ニ掛入ス然ル片ハ第一第二員煩耳ノ縫絲ヲ

解キ茅五茅六員再ニ鎖板ヲ閉ツ茅十員^乙煩ノ
底部ニ棍木ヲ挽ス煩體ヲ緊扭シ秤挺ヲ安セシ
所ノ諸士^ハ之ヲ解キ茅一員輪ヨリ手挺ヲ抜キ
去ル

第二百四十八章

第十二令

トット。ヘット。アグテルオイト。ブレニゲニ。フワン。ヘッ
ト。スチエツク。リゲル^ト。煩體ヲ退ク^{ルニ用意}

第五茅六員輪後ノ塞木ヲ除キ茅一茅二員手挺
ヲ輪ノ後輻間ニ刺シ茅十二茅十二員手挺ヲ煩

板ノ後即チ車尾環ニ刺テ車尾ヲ起ス

第十三令

アグテルオイト。(ヘット) ^リキ^ク ^ツク^ク 煩體ヨク^ク

カヲ合シテ煩體ヲ架材ヨリ下ス

第二百四十九章

若シ煩體ヲ轉退スルニ定數ヨリ多クノ役手ヲ
要スル片ハ則チ下ノ號令ヲナス

ア^ニ ^就 ^テ ^扶 ^助 ^セ ^ヨ ^ク ^ハ ^ニ ^ド ^ス ^バ ^ー ^ケ ^ニ ^リ ^テ ^モ ^ユ ^ル ^フ ^テ ^手

然ル片ハ茅五茅六員ハ茅一茅二員ヲ扶ケ茅七

第八員ハ茅三茅四員ヲ扶ケ茅十三茅十四員ハ
茅十一茅十二員ヲ助ケ從テ手挺ノ諸士ハカラ
其柄ノ最端ニ施スヘシ
架装スル所ノ煩猶他ノ煩下ニ觸ル、片ハ自餘
ノ諸士車尾ヲ起シテ轉退シ其煩ト觸レサルニ
至テ止ム

第二百五十五章

第十四令

トット。トムピニク。フツニ。ヘット。モントス。チエツク。||
ゲ化―ド口部ヲ撮下
スルニ用意

茅二員ハ手挺ノ下端ヲ以テ装架セル煩口中ニ
刺シ茅五員之ヲ助ケ
茅一員ハ手挺ヲ頸帶ノ前煩首ノ上ニ横フ
諸士煩車ニ正對ス

第十五令

とむぬと撮下

挺端ノ諸士口部ヲ壓下シ茅十員底部下ノ棍木
ヲ除キ次ニ照準螺上ニ下ス

第二百五十一章

附考

第一槓杆臂トノ車尾ニ纏着スル所ノ秤挺ハ大
約十八尺其厚サハ撓折セナルヲ以テ度トス若
シ其秤挺短カケレハ頗板ヲ壓低スルニ夥多ノ
役手ヲ用フヘシ今十二尺ノ秤挺ヲ採用スレハ
二十四介迦焔ニ於テ其役手二十四名ヨリ減ス
ヘカラス
故ニ十八名ノ役手ヲ以テ十二尺ノ秤挺ヲ用ヒ
ニト欲セハ其下端ヲ車尾環上ニ安シ挽索或ハ
縫糸二條ヲ以テ其上端ニ方材ヲ接着シ之ヲ續
長スヘシ

第二 秤挺端ニ傳スルニ唯一條ノ索ヲ備フルハ
ハ之ヲ重折シテ其中心ニ火料結ヲ作り其結締
シ以テ挺端ニ傳セハ車尾ヲ挽下スル片四端ヲ
得ルヲ猶上法ノ如シ

按ニ索ヲ半折シテ再ヒ之ヲ半折スルヲ重折
ト云フ

第三 車輪ヲ下挂スルニ架材ヲ備ヘサルハ
車ノ下邊ヲ掘リ去ルヲ車頭ヲ煩軸下ニ安スル
ニ至ル其孔ノ後ニ又タ「ラプリル」ヲ掘リ車輪ヲ
其中ヨリ轉出シ易カラシム

茅四装架セル
甲煩ハ今架上スヘキ
乙煩ヨリ大口徑ノモノヲ採用スルハ其操作窮テ便捷ナリ
設令同口径ノ者ヲ採用スルモ此役ヲ為シ得ヘ
レト雖モ大口徑ヲ用フル片ハ其輪及ヒ車尾ヲ
起スモ亦少クシテ足リ殊ニハ煩體ニ應シテ其
銃車モ亦大ナル故ニ此操作ヲナスニ更ニ便捷
ナルユヘシナリ

砲家重學全書卷之七 終

